

①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第54項 内閣府・総務省令(第7号)第28条第1号口
②提供先における用途	住宅地区改良法による敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	敷金の減免の申請に係る事実についての審査に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先26	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第54項 内閣府・総務省令(第7号)第28条第2号
②提供先における用途	住宅地区改良法による家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第54項 内閣府・総務省令(第7号)第28条第3号
②提供先における用途	住宅地区改良法による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	入居の申込みに係る事実についての審査に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先28	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第54項 内閣府・総務省令(第7号)第28条第4号
②提供先における用途	住宅地区改良法による明渡しの請求に関する事務
③提供する情報	当該請求をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	明渡しの請求に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先29	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第54項 内閣府・総務省令(第7号)第28条第5号
②提供先における用途	住宅地区改良法による条例で定める事項に関する事務
③提供する情報	当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	条例で定める事項に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先30	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第54項 内閣府・総務省令(第7号)第28条第6号
②提供先における用途	住宅地区改良法による家賃の決定に関する事務
③提供する情報	当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	家賃の決定に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先35	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第55項 内閣府・総務省令(第7号)第29条第2号
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務
③提供する情報	当該求職者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	求職者に対する資料の提示等の求めに当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先36	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第56項の2 内閣府・総務省令(第7号)第30条第1号ホ
②提供先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務
③提供する情報	被避難行動要支援者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	避難行動要支援者名簿の作成に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先37	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第56項の2 内閣府・総務省令(第7号) 第30条第2号
②提供先における用途	災害対策基本法による個別避難計画の作成に関する事務
③提供する情報	個別避難計画対象者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	個別避難計画の作成に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先38	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第56項の2 内閣府・総務省令(第7号) 第30条第3号ホ
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	被災者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	被災者台帳の作成に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先43	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第106項 内閣府・総務省令(第7号) 第53条第2号ハ
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金又は返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	猶予申請者又は当該猶予申請者と住居及び生計を共にする者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	学資貸与金又は返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先44	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第106項 内閣府・総務省令(第7号) 第53条第3号ロ
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金の回収又は返還させる学資支給金の回収若しくは不正利得の徴収に関する事務
③提供する情報	学資金被貸与者若しくは学資支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	学資貸与金の回収又は返還させる学資支給金の回収若しくは不正利得の徴収に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先47	都道府県知事又は区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第108項 内閣府・総務省令(第7号) 第55条第6号ホ
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	支給認定の申請に係る事実についての審査に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先48	都道府県知事又は区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第108項 内閣府・総務省令(第7号) 第55条第11号ニ
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先49	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第116項 内閣府・総務省令(第7号)第59条の2の2第1号子
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務
③提供する情報	当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	子どものための教育・保育給付に係る支給認定に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先50	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第116項 内閣府・総務省令(第7号)第59条の2の2第2号
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	届出に係る事実についての審査に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先51	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第116項 内閣府・総務省令(第7号) 第59条の2の2第3号
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による支給認定の変更に関する事務
③提供する情報	当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	支給認定の変更に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先52	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第116項 内閣府・総務省令(第7号) 第59条の2の2第4号
②提供先における用途	子ども・子育て支援法の職権による支給認定の変更に関する事務
③提供する情報	当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	職権による支給認定の変更に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先53	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第116項 内閣府・総務省令(第7号) 第59条の2の2第5号
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による支給認定の取消しに関する事務
③提供する情報	当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	支給認定の取消しに当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先54	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第116項 内閣府・総務省令(第7号) 第59条の2の2第7号チ
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による施設等利用給付認定に関する事務
③提供する情報	当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	施設等利用給付認定に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先57	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第116項 内閣府・総務省令(第7号) 第59条の2の2第10号
②提供先における用途	子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更に関する事務
③提供する情報	当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当該施設等利用給付認定の変更に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先58	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第116項 内閣府・総務省令(第7号) 第59条の2の2第11号
②提供先における用途	子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更に関する事務
③提供する情報	当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当該施設等利用給付認定に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先59	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第116項 内閣府・総務省令(第7号) 第59条の2の2第12号
②提供先における用途	子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務
③提供する情報	当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当該給付認定の取消しに当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先60	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第20項 内閣府・総務省令(第7号) 第14条第1号ロ
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	当該サービスが提供される身体障害者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度

提供先61	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第20項 内閣府・総務省令(第7号)第14条第2号ロ
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
③提供する情報	当該措置に係る身体障害者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に当たり、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度